

平成22年分 正誤表

	統計表を見る方のために
正	4 相続税の主な諸控除 (2) 税額控除 ニ 障害者控除 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が<u>85歳</u>になるまで（平成22年3月31日以前に相続又は遺贈で財産を取得したときは、<u>70歳</u>になるまで）の年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
誤	4 相続税の主な諸控除 (2) 税額控除 ニ 障害者控除 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が<u>70歳</u>になるまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。